

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

告 示

○有害興行の指定.....	(生活文化・青少年室)	21
○土地改良法による道営換地処分.....	(農地調整課)	21
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	21
○河川予定地の指定.....	(河川課)	22

告 示

北海道告示第851号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年10月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画同	野外 ^① エッチ 覗いて 花井さちこの華麗なる生涯	オービー映画 新東宝映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第852号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、長沼町幌内地区の換地処分をした。

平成16年10月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第853号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年10月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 常呂郡訓子府町字清住326の4（次の図に示す部分に限る。）、326の6、326の8
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
-
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字昆布刈石21の1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第854号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年10月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 野付郡別海町尾岱沼5の2から5の4まで、5の70、5の77
 - (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
 - (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
-
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 野付郡別海町尾岱沼5の22、8の84、8の91、8の132
 - (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
 - (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町字川北2の4・3の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第855号

安平川水系に係る二級河川明野川について、河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

平成16年10月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

次の図面（第1号図から第3号図まで）の緑色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号の区域以外の区域

（「次の図面」は、省略し、その図面を北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。）